

奨学金貸与のお申込み方法

(1) エントリーシート

別紙「エントリーシート」に必要事項を記入し、提出してください。

エントリーシート提出方法

- ・画面(写)等をメール添付

✉ info@sagayaku.or.jp

- ・佐賀県薬剤師会へFAX

FAX 0952-23-8941

- ・佐賀県薬剤師会へ郵送

佐賀県佐賀市本庄町本庄 1269-1

・いずれかの方法で、又は直接ご持参されてもかまいません

提出期限:

令和2年8月1日(木)～令和3年1月31日(日)

(2) 奨学金貸与申請

申請に必要な書類について、主なものとしては以下のとおりですが、マッチングが成立する時点で詳細をお知らせします。

- ・親等が県内在住の場合、親等の住民票
- ・在学証明書
- ・大学からの推薦状
- ・成績証明書 等

(3) 契約

3者契約に当たっては、あなたの連帯保証人2名が必要です。連帯保証人には印鑑登録証明書を提出していただくことになります。

- ・1名は親等
- ・1名は三親等以内の親族

エントリーシート等の様式や制度の詳細な説明については、佐賀県薬剤師会のホームページからダウンロードすることができます。



薬剤師臨床研修制度のお知らせ



～地域に必要な
薬剤師を目指して～

これからの薬局には、在宅医療の推進、地域住民の方々の健康づくり支援、セルフメディケーション推進の担い手となることが期待されており、特に在宅医療においては、服薬状況の確認、残薬や副作用の有無等の薬学的管理が必要とされ、地域包括ケアシステムの中で、薬局薬剤師の職能を活かした役割を果たすことが求められています。

このようなことから、佐賀県薬剤師会では、「奨学金制度」のほかにも「薬剤師臨床研修制度」を設置しております。これは、佐賀県で地域医療を担い、地域の薬局で核となって活躍する薬剤師を育成するため、県内の公的医療機関等において実施する卒後臨床研修へ会員薬剤師を派遣し、地域医療における効果的な薬物療法の知識・技能を習得してもらおうという制度です。

薬剤師を目指しているみなさんのうち、一人でも多くの方が、薬剤師としてのスキルアップを図り、その職能を十分発揮して、これからの佐賀県の人々の健康や医療をサポートする薬剤師として活躍してくださることを期待しています。

NEW! 新・佐賀県薬剤師会 薬剤師奨学金制度

ご案内

(令和3年度貸与分)

月額10万円
返還免除
規定あり!



一般社団法人 佐賀県薬剤師会

〒840-0027 佐賀県佐賀市本庄町本庄 1269-1
TEL 0952-23-8931 FAX 0952-23-8941
http://www.sagayaku.or.jp
mail: info@sagayaku.or.jp

1 佐賀県薬剤師会の奨学金制度とは

佐賀県内の薬局勤務を希望する薬学生に奨学金を貸与する制度です。年額120万円を貸与することで薬剤師を目指す学生の皆様に、学費や生活費等のサポートをすることを目的としております。

指定薬局等で一定期間以上勤務していただくと返還が免除されます。

2 貸与金額、貸与期間及び人数

年 額：1人当たり 120万円

貸与期間：原則として5～6年生の2年間

人 数：毎年13名程度

3 奨学金対象者

1. ア、薬学生で、5年生又は6年生であること
イ、平成18～29年度までの間に入学し、4年制薬学課程を卒業し、大学院において薬学の修士若しくは博士の課程を修学する者又は修士の課程を卒業した者であって、薬剤師国家試験受験資格が得られる年度の直近1年又は2年の期間の者
ウ、薬剤師免許を取得している大学院生
2. 大学卒業後、薬剤師として佐賀県内の薬局勤務を希望していること
3. 成績優秀で、大学の推薦を受けていること

※他の奨学金との重複

本制度の奨学金以外で、奨学金貸与の条件に「薬剤師としての就業先が義務付けられている」奨学金については、重複貸与は認められません。

ただし、日本学生支援機構等の公的奨学金については、重複して受けることができます。

4 マッチングセミナーへの参加

マッチングセミナーに参加される薬学生等は、開催当日までにマッチングセミナー参加申込書とエントリーシートを提出することが望ましい。

5 奨学金返還の免除

薬剤師免許取得後、あなたとマッチングした指定薬局等で、薬剤師として従事し、その従事期間が奨学金貸与期間の1.5倍に達した時は、奨学金の返還を全額免除します。5年生から2年間奨学金を受けた場合、指定薬局等に3年以上従事すれば、奨学金の全額が返還免除されます。

6 奨学金の返還

次のような場合には、貸与金額を全額返還していただきます。

1. 薬剤師免許取得後、マッチングした指定薬局等に勤務しなかったとき
2. 正規の修学期間（5年生であれば2年間）から1年半を加える期間内に薬剤師免許を取得できなかったとき
3. 5年生から6年生への進級時に留年したとき
4. 停学処分を受けたとき
5. 会が、奨学金貸与生として適当でないと認め、奨学金貸与を取消したとき
6. その他特別の事由があったとき

7 返還の猶予

災害、疾病、その他やむを得ない理由があるときには、奨学金の返還を猶予されることがあります。

奨学金貸与までの手続き

佐賀県薬剤師会が「あなた」と佐賀県薬剤師会が指定する薬局等（指定薬局等）^{※1}のマッチングのお世話を行います。エントリーシートを提出していただいた後、面談やマッチングセミナーにより、指定薬局等とあなたのマッチングを行い、マッチングが成立した薬学生には新年度4月になってから、奨学金貸与の申請を行っていただきます。正式に奨学金貸与が決定したら、佐賀県薬剤師会、あなた、指定薬局等の開設者の3者で奨学金貸与契約を締結します。

※1 指定薬局等とは

佐賀県薬剤師会の「良質な医薬分業の推進」の目的に合致し、現在または将来的に在宅医療、セルフメディケーション推進の健康づくり支援などを旨とする薬局等で、佐賀県薬剤師会が毎年度指定します。

※2 マッチングセミナー

この奨学金制度の説明を受け、指定薬局から直接話を聞いて、マッチングするためのセミナーです。エントリーシートを提出した方、またはマッチングセミナーに興味があるという方は、是非ご参加ください。

1 エントリーシートで応募！

別紙「エントリーシート」に記入し、佐賀県薬剤師会へ提出して下さい。

2 マッチングセミナーに参加！

薬剤師会が指定した薬局と個別に面談します。普段聞けないことも、この際なんでも聞いてみよう！ティータイムもあり、談笑の中で魅力ある薬局を発見できます!!

3 奨学金支給開始！

条件が整い、勤務する薬局が決まれば奨学金が支給されます。

マッチングセミナー

令和2年11月8日(日) 13:00-15:00
会場 佐賀県薬剤師会館2F 研修ホール
佐賀県佐賀市本庄町本庄 1269-1